

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 顧客等に関する情報管理態勢 (略)</p> <p>(1) 主な着眼点 ①～③ (略) <u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 顧客等に関する情報管理態勢 (略)</p> <p>(1) 主な着眼点 ①～③ (略) <u>④ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 11 条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人である資金需要者等から適切な同意の取得が図られているか。</u></p> <p><u>イ. 金融分野ガイドライン第 3 条を踏まえ、個人である資金需要者等から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人である資金需要者等が明確に認識できるような仕様としているか。</u></p> <p><u>ロ. 過去に個人である資金需要者等から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人である資金需要者等の同意を取得しているか。</u></p> <p><u>ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人である資金需要者等において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(2) (略)	<p><u>二. 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人である資金需要者等との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人である資金需要者等が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。</u></p> <p>(2) (略)</p>